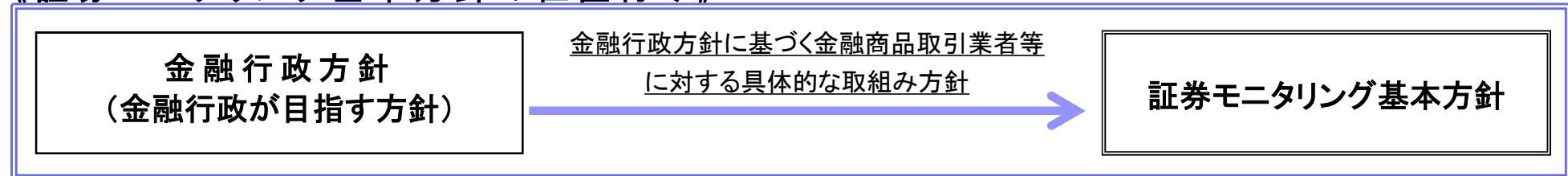


平成28事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント

《証券モニタリング基本方針の位置付け》



《証券モニタリングの取組み方針》

[証券モニタリングの役割]

- 市場の公正性・透明性を確保し投資者の保護を図るため、証券モニタリングを通じて、金融商品取引業者等が自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場仲介者としての役割を適切に果たすよう促す。

投資者が安心して投資できる環境の確保

[基本的な取組み方針]

(これまでの取組み)

- オンサイトによる検査により、法令遵守態勢等に重点を置いて検証

<環境の変化>

- ✓ 延べ約8,000社に及ぶ対象業者
- ✓ 商品・取引の多様化・複雑化
- ✓ 少子高齢化による顧客基盤の変化等

(今後の取組み)

- 全ての金融商品取引業者等に対し、オンサイト・オフサイトの一体的なモニタリングを実施
- ビジネスマodelの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントの実施
- リスクベースでのオンサイト先選定

※ 証券検査年度の変更:4月～翌3月 ⇒ 7月～翌6月

《規模・業態別の主な検証事項》

- 大手証券会社グループ ⇒ ビジネスモデルの動向(含む海外拠点)、それを支えるガバナンス機能、リスク管理態勢等の適切性に重点を置いたモニタリングを実施し、フォワードルッキングな観点から、グループ全体の課題や業務運営上のリスクについて検証。
- 大手証券会社グループ以外の証券会社 ⇒ 顧客基盤や収益構造の変化を分析するとともに、証券会社の規模・特性に応じて、業務運営の適切性について検証。／地域証券会社については、取り扱う商品のリスクの所在を十分検討しているか等について検証。
- 外国為替証拠金取引業者(FX業者) ⇒ 外国為替市場に大きな影響を与えるイベントが発生した場合に備えた投資者保護上の措置及びFX業者自身のリスク管理態勢の整備状況について検証。
- 投資運用業者 ⇒ 投資運用業者自身のガバナンスの構築状況、運用するファンドのガバナンスの構築状況等について実態把握を行い、今後の効果的なモニタリングを行うためのベンチマークの策定を行っていく。
- 投資助言・代理業者 ⇒ 顧客に誤解を生じさせる広告や虚偽の説明による勧誘の有無等について検証。
- 第二種金融商品取引業者 ⇒ 出資対象事業の実態や出資金の適正な運用・管理について検証。
- 適格機関投資家等特例業務届出者 ⇒ 出資対象事業の実態や出資金の適正な運用・管理について検証、特に改正金融商品取引法施行後(平成28年3月1日以降)の業務運営状況について重点的に検証。
- 無登録業者 ⇒ 187条調査権限を適切に活用するなど、引き続き厳正に対処。
- 業態横断的な
テーマ別モニタリング ⇒ 顧客本位の業務運営、サイバーセキュリティ対策、高速取引注文の増加を踏まえた売買審査の実施状況等について実態把握。

《オンサイト・モニタリング》

- 商品内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証。
- 問題が認められた場合には、法令等違反行為の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明し、実効性ある再発防止策の策定に役立てていく。

《関係機関との連携》

- 証券モニタリングと自主規制機関による監査・検査の役割・連携について検討。

《証券モニタリング後のフィードバック》

- 証券検査結果事例集等を通して、モニタリングにおいて把握した問題点等についてわかりやすく情報発信。